

業務改善助成金の概要

業務改善助成金は、事業場内の最低賃金を30円以上引き上げた中小企業・小規模事業者が、業務の効率化や生産性の向上に資する設備投資等を行った場合に、その費用の**9割**または**8割**を助成する制度で、賃上げの原資を中・長期的に確保できるよう企業内の生産性を高めていくことを目的としている助成金です。

助成上限額は、コース区分及び引き上げ労働者数に応じて上限額が定められており、**最大600万円**となっております。

なお、対象事業者は、

- ・中小企業・小規模事業者であること
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
【地域別最低賃金：897円～差額50円以内：947円】
- ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

以上の条件を満たす必要があります。

業務の効率化につながる設備投資等の費用助成例

【POSレジ、釣銭機、券売機】

対応時間の短縮



【業務用電気機器、配膳用ロボット】

調理等の効率化



【勤怠・給与管理ソフト】

勤怠・給与計算の効率化



【電動リフト・特種(8ナンバー)・福祉車両】

生産性向上、作業時間の短縮



【フォークリフト・移動式クレーンなど】

作業時間の短縮、効率化



【監視カメラ】

警備業務の効率化



【ネット予約決済システム】

電話対応時間の短縮



【電動車いす・スロープ】

介助作業効率の向上



【デジタルタコメーター】

時間・速度管理の短縮



【産業用ロボット】

生産性の向上



【トラクター】

作業時間の短縮



【ミニドラグ・ショベル】

生産性の向上



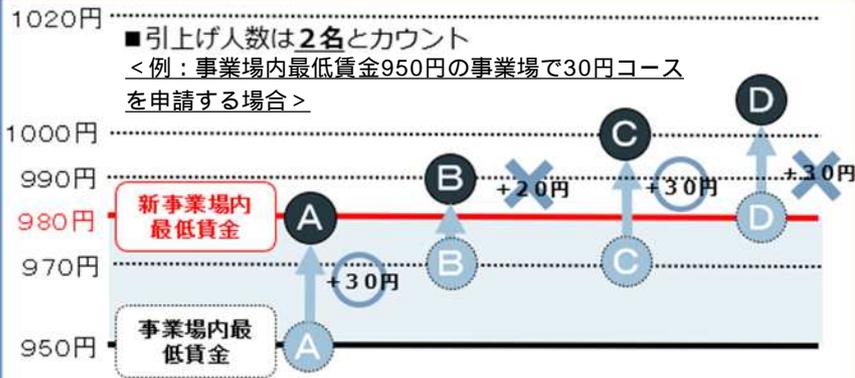
 助成例は業種によって様々なものが考えられますが、業務が改善することが必要となります。不明な点がある場合には事前にご相談ください。

助成金受給要件（高知県最低賃金897円）

- 高知県最低賃金との差額50円以内（現行の最賃では、897～947円）の労働者を使用していること。
- 事業場内の最低賃金を30円以上引き上げること。
 - ・業務の改善(設備投資等)の実施は交付決定後に行う必要があります。
 - ・パート、アルバイトなど引上げる労働者の労働時間が相当短い方も対象となります。

令和5年10月8日～適用の最低賃金に基づく記載です。

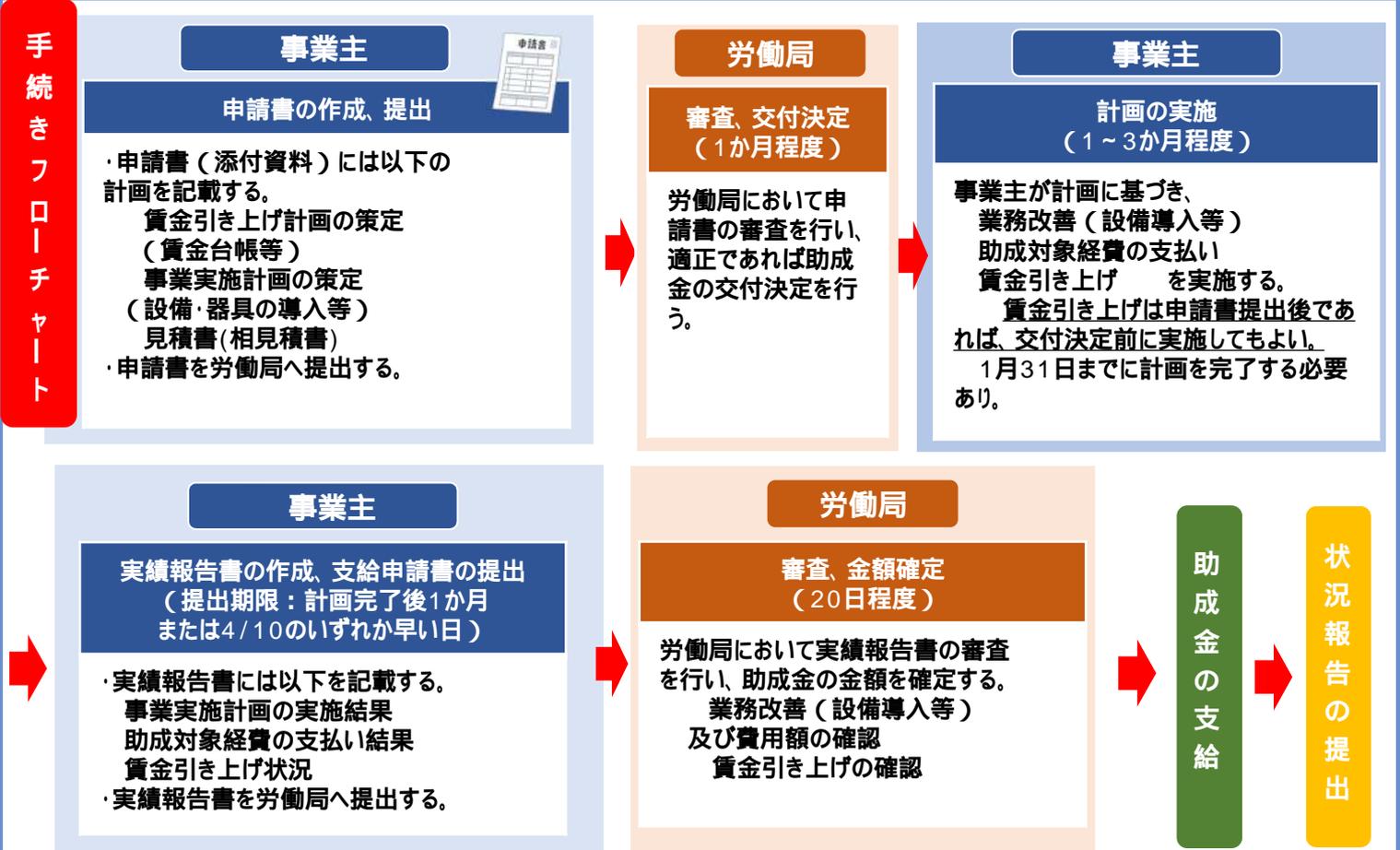
引き上げ労働者数の考え方



助成率

引き上げ対象労働者の最も低い賃金額が
 897～899円 であれば、
助成率：9/10(90%)
 900～947円 であれば、
助成率：8/10(80%)
 * でも生産性要件を満たせば、
9/10(90%)

コース区分	賃金を引き上げる労働者数 及び 助成上限額 単位：万円 (赤字)内は事業場規模30人未満の場合の上限額				
	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上
30円	30(60)	50(90)	70(100)	100(120)	120(130)
45円	45(80)	70(110)	100(140)	150(160)	180(180)
60円	60(110)	90(160)	150(190)	230(230)	300(300)
90円	90(170)	150(240)	270(290)	450(450)	600(600)



令和5年10月8日～適用の最低賃金に基づく記載です。

厚生労働省
高知労働局

業務改善助成金

検索



【制度のお問い合わせ先】【ワンストップ相談窓口】
 業務改善助成金 高知働き方改革
 コールセンター 推進支援センター
 0120-366-440 0120-899-869

就業規則、賃金台帳などの必要書類を確認するため訪問などにも対応しています。

【申請先】
 高知労働局
 雇用環境・均等室
 088-885-6041